4

降)は、

全員対象となります。

(平成13年10月2日生まれ以

3歳未満の乳幼児

の属する年度の末日以前 (一

定の障害がある場合は20歳未

児童 扶養手当制度 到 幼児医療費 助 成制 度 のご案内

各制度の問い合わせ・申請は、子育て支援課 (田無庁舎1階・保谷庁舎1階) 子育て支援課(画力内線55~55、保力内線24)

合は除く)

昭和6年8月1日以降支給

扶 養 手

児

8月に現況届の提出が必要で 現在受給中の方 (所得超過に 等の方に支給される国の制度 よる支給停止の方を含む)は 谷庁舎)で申請してください。 子育て支援課 (田無庁舎・保 で、まだ申請していない方は、 す。現況届の詳細は、7月末 です。支給要件に該当する方 に個別に案内をする予定で 児童扶養手当は、母子家庭 支給要件 18歳に達した日

遺棄されている児童 が死亡または生死不明の児童 によらないで生まれた児童 ている児童 (認知した父の扶養がある場 父母が離婚した児童 父に重度の障害がある児 父が1年以上拘禁され 父に1年以上 父

ている場合は除く) れる年金の加算の対象になっ きる場合、児童が父に支給さ 年金以外の公的年金を受給で (母または養育者が老齢福祉 ある児童の母または養育者。 の次のいずれかの状態に

限 (表1参照)があります。 5千円、第3子以降1人につ 1千80円~9千80円(所得に1千80円、一部支給月額4万 き3千円の加算。申請のあっ 応じて10円きざみ)。第2子は た翌月分から支給。 所得制限

母が監護する児童の父から、 手当の受給者が母の場合は、 び同居の扶養義務者の所得制 受給者本人およ

リ 扱 母または児童 所得として取 の8割が母の 育費につい て、その金額 が受け取る養 わ れ



児 医 療 費 助 成 制 度

乳

幼

を受け付けます。

所得制限等

10月からの16年度新規申請

で一度消滅した方で、対象と

可

月10日(金)まで。申請 8月1日(月1日までに医療証が届かな 療を受けたときの自己負担金 時申請を受け付けますが、 ます 請を受け付けた日からとなり 月1日以降の受け付けは、 いことがあります。 助成範囲 8月1日(日)~ 乳幼児が保険診 以降、 また、 申 10 10 随 9

旬に郵送します。 ?年度の医療証は、 件を失ったときはその前日ま 年9月30日 (期間内に受給要 の申請の場合は申請日) ~来助成期間 10月1日(以降 申請があった場合は、出生日

(転入日)以降から助成の対

入日)の翌日から15日以内に

象になります。

新規申請の方

ないと受けられませんので、

ご注意ください。

出生日 (転

ください。医療助成は申請が 得制限額を確認して申請して なると思われる方は表2の所

9 月下

者で所得制限未満(表2参照)

4月2日以降生まれ)の保護 る就学前の乳幼児(平成10年対象要件 市内に居住す

ご

健康保険証の写し申請に必要なもの 年 印金 鑑 合は、10月以降の医療証が交 付できませんので、ご注意く 「現況届」が提出されない場

16年度所得証明書 (平成16年 加入証明書 (国民年金加入者 1月2日以降に転入した方) 未加入者は除く) 平成

が必要になります。 申請している方は の対象の方でも1月2日以降 する必要はありません。 入の方は、 3歳未満 (所得制限なし) 平成16年度の児童手当を については、後日提出 の所得の証明 は添付

日までのものをお持ちの方に までに提出してください。 しますので、8月20日 (金) 現況届」を8月初旬に郵送 医療証の有効期間が9月30 現況届の提出について 申請場所 子育て支援課

表2.平成16年度所得限度額 (乳幼児医療費助成制度)

扶養	保護者の加入年金の種類				
人 娄灯	国民年金加入者 および未加入者	国民年金加入者以 外の年金加入者			
0人	3,010,000円	4,600,000円			
1人	3,390,000円	4,980,000円			
2人	3,770,000円	5,360,000円			
3人	4,150,000円	5,740,000円			
4人	4,530,000円	6,120,000円			
5人以上は、1人につき38万円を加算					

要件に該当し、平成15年4月 1日現在5年を経過している をすることができません。 時効により手当の請求 全部支給月額 4万 16年度6月四度每月日常共养手业制度

表1. 平成16年度所停限度額(児里扶養于当制度)					
扶	養	本 人		孤児等の養育者、	
人	数	全部支給	一部支給	配偶者·扶養義務者	
0	人	190,000円	1,920,000円	2 ,360 ,000円	
1	人	570,000円	2 ,300 ,000円	2 ,740 ,000円	
2	人	950,000円	2 ,680 ,000円	3 ,120 ,000円	
3	人	1,330,000円	3 ,060 ,000円	3 ,500 ,000円	
4人以上は、1人につき38万円加算					
1 1	1-	#共宁t± 萘	1550	北 l ++ 美 c 下 m	

老人扶養 6 万円 老人扶養のみは2人目から つき加算 老人扶養 10万円

16年度の所得制限未満の方は 新たに申請が必要です。 証の有効期間が切れる方で、 8月31日以前で医療

必要経費を引いた金額で 給与所得控除後の金額、 所得とは... 給与所得者は、 定申告の方は、収入額から 確

化があった区域、西東京都市計画道路3・2・6号調布保谷 途地域等の見直しを行っています。 線など新たに整備される道路の沿道など33か所について、 併によって用途地域等が不連続であった区域、土地利用に変 6月24日から西東京市の用途地域等が新しくなりました。 平成44年から取り組んできた用途地域等の見直しにより、 都市計画課(保口内線21、 合 用

今後とも、魅力あるまちづくりのために、 の皆さんのご理解とご協力をお願いします。 す。この事業の進ちょく状況をお知らせします。 市内各地で都市計画道路の整備を行ってい 西東京市の用途地域等が見直されまし

凡例 整備済み 事業中 事業化予定 -未整備 ·第二次前期(都)→ ■■■■ ・第二次前期(市)→ ・その他 -現況都道 -

*第二次前期路線

東京都で策定した「多摩地域 における都市計画道路の第二次 事業化計画」(平成8年3月策定)において、策定から10年間(平 成8年度~17年度)に優先的に 整備すべき路線(着手または完 成すべき路線 として位置付けら れたもの。



道路番号を変更しました